平成２３年（フ）第２１４５号
大阪府寝屋川市下神田町18番２号
債務者　吉岡めぐみ（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１６３号
大阪市平野区喜連西３丁目19番４―301号、住民票上の住所大阪市東住吉区駒川４丁目18番15号　メゾン駒川106号
債務者　谷内　昭二
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１６７号
大阪府八尾市緑ヶ丘３丁目１番地の２　府営住宅11―505号
債務者　山田　祥代
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１８８号
大阪府吹田市長野東11番Ａ―103号
債務者　黒住めぐみ
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１９０号
大阪市阿倍野区北畠３丁目６番19―407号
債務者　嶋田海南子
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１９２号
大阪府門真市本町35番２―401号
債務者　田中　朋子
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１９９号
大阪市浪速区恵美須東１丁目３番１―305号
債務者　矢田部　修
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０号
高知県四万十市中村大橋通２丁目48番地　リバーサイドハウス301号、前住所高知県高岡郡四万十町黒石665番地
債務者　松葉　優彦
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第２５号
佐賀県唐津市和多田天満町１丁目７番15号
債務者　辻　　成顯
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第２０号
山口県下松市美里町３丁目１番10号、前住所山口県下松市東陽２丁目14番10号
債務者　磯村百合江
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第２５号
山口県周南市大字栗屋773番地の16
債務者　木佐谷忠正
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１００１号
熊本市楠７丁目１番６―402号
債務者　河原田憲一
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１００２号
熊本市楠７丁目１番６―402号
債務者　河原田恵美子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６９号
熊本県阿蘇郡西原村大字布田1991番地９
債務者　小田原亜弓
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４１０４号
東京都足立区大谷田５丁目５―18―103
債務者　沖本政史郎
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１０５号
東京都足立区西新井本町１丁目21―21―204
債務者　逢野由起子
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１１２号
東京都足立区千住桜木２丁目15―１―1210
債務者　呑口　克己
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部